地域密着型通所介護について

（１）地域密着型通所介護の創設

平成28年４月1日から介護保険法の改正により，地域密着型通所介護が創設され，小規模な通所介護事業所（利用定員18名以下）が地域密着型通所介護に移行されることになりました。これは，当該サービスが少人数で生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ，地域との連携や運営の透明性の確保，また，市町村が地域包括ケアシステムの構築を図る観点から整合性のあるサービス基盤の整備を行うために制度変更されるものです。

（２）指定等に関する手続き

①指定申請について

現に指定を受けている小規模な通所介護事業所（定員18名以下）は，地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされるため，新たに地域密着型通所介護の指定申請は不要です。なお，指定の有効期限は改正前の通所介護の指定を受けた日から６年間です。

②移行する事業所

地域密着型通所介護に移行する事業所は，利用定員が18人以下の事業所ですが，その判断基準となる利用定員については，原則，現在届出されている利用定員で判断されます。ただし，平成28年3月31日までに，利用者の定員を19人以上にする変更届を提出する場合は移行されず，引き続き居宅サービスの通所介護として事業を継続することになります。

③三原市以外の被保険者の利用について

地域密着型通所介護の利用者は事業所の所在する市町の被保険者に限られるため，平成28年4月1日以降は，三原市以外の被保険者は，次の場合を除いて利用できません。

ア　3月末において利用している市外被保険者

平成28年3月31日において他の市町の被保険者が利用している場合は，当該他市町の指定を受けたものとみなされるため，当該利用者に限り引き続き利用をすることができます。

イ　新たに他市町から指定を受ける理由

他市町の被保険者を平成28年4月1日以降に新たに受け入れる場合は，当該他市町の指定をあらかじめ受けなければなりません。

※平成28年3月31日において，他市町の被保険者が介護予防通所介護を利用している場合は，みなし指定の対象とはならないため，平成28年4月以降に要支援から要介護認定に変わった場合は，地域密着型通所介護の提供を受けることができません。

④平成28年４月１日以降の利用定員の変更について

地域密着型通所介護が，平成28年4月1日以降に利用定員を19人以上にする場合は，地域密着型通所介護事業所の廃止届を提出し，通所介護事業所の指定更新を行う必要があります。廃止届は１月前，指定申請書は指定を受ける月の前々月の末日が提出期限です。なお，定員18人以下の範囲内で変更する場合は，変更届のみの提出となります。

⑤定款等の変更について

法人の定款に地域密着型通所介護を実施する旨の記載がない場合は，指定更新時期までに定款を変更しておく必要があります。

⑥契約書・重要事項説明書・運営規程について

地域密着型通所介護事業所に移行する場合は，平成28年4月1日からは，契約書・重要事項説明書・運営規程に係るサービス名等を修正してください。なお，平成28年4月1日以前から利用契約が継続する利用者については，改めて契約及び重要事項説明書を交付する必要はありませんが，サービス名等が変更すること等について，利用者に説明し，その内容を記録してください。

⑦人員基準・設備基準・運営基準等について

人員基準・設備基準・運営基準等については，原則，現行の通所介護から変更はありませんが，地域との連携や運営の透明性を確保するため，以下の３つの基準が新たに設けられます。

ア　運営推進会議の設置（おおむね６月に１回以上）

イ　事業運営にあたって地域との交流

ウ　事業所と同一の建物に居住する者以外へのサービス提供に関する努力義務

なお，運営推進会議は「認知症グループホームにおける運営推進会議の実態調査・研究事業」（（社）日本認知症グループ協会（平成20年度独立行政法人福祉医療機構「長寿・子育て・障害者基金」助成事業））等を参考にしてください。ただし，地域密着型通所介護事業所は，外部評価の実施義務がないことにご留意ください。

（３）介護報酬について

平成28年4月1日からの介護報酬について

地域密着型通所介護の介護報酬は，平成27年度介護報酬改定後の小規模型通所介護費（基本報酬），加算・減算を踏襲します。

（４）その他注意事項

・介護予防通所介護については，地域密着型サービスへの移行はありません。（平成28年度はこれまでと取扱いに変更ありません）なお，本市では介護予防・日常生活総合支援事業は平成29年度からの開始を予定しています。

・事業所番号は現在の番号から変更ありません。

・介護報酬の請求コードが変わります。4月サービス提供分の請求の際には十分に注意してください。